

令和3年度事業計画

1. 基本方針

今日の福祉を取り巻く環境は、社会的孤立、生活困窮者、虐待、災害時支援、権利擁護など複雑・多様化した課題が山積しています。

また、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、日常生活及び住民福祉活動の制限で、高齢者等の心身機能の低下・虚弱化、社会的孤立の深刻さが懸念されることになり、より一層の感染症予防対策に取り組みながら、高齢者等との関わりを継続していくことが重要となってきています。

社会福祉協議会は高い公共性が求められる団体として、これまで培ってきた福祉事業を現状に鑑み、行政、社会福祉法人・福祉施設等との協働による地域福祉をこれまで以上に推進していくことが期待されています。

今年度も、「門川町地域福祉総合計画」（第3次門川町地域福祉計画・第5次門川町地域福祉活動計画）に基づき、地域住民の参画を基本として、課題解決に向けて役・職員一丸となって取り組んでいきます。

2. 重点目標

- 地区福祉推進委員活動の推進
- 介護予防事業の推進
- 介護保険事業の推進
- 財政基盤の強化

3. 事業の展開

1) 地域福祉事業の推進

- (1) 地域福祉総合計画〔第3次地域福祉計画・第5次地域福祉活動計画〕の推進
- ・地域福祉総合計画の進行管理

(2) 地域での見守り交流活動支援

①地区福祉推進委員会活動の推進

各地区の地区福祉推進委員会活動が充実するよう各種支援活動を行います。

- ア 地区福祉推進委員研修の実施（一斉改選）
- イ 地区福祉推進委員長会の開催（年2回）
- ウ 小地域見守り活動の充実（安心カード登録者台帳更新）
- エ 活動費の助成（推進委員会活動助成、自主活動助成、年末年始事業助成）
- オ 門川町保健福祉大会の開催【町・社協・共同募金委員会共催】
- カ 福祉バス運行事業【町補助事業】
地区福祉推進委員会の活動支援として福祉バスの運行を行います。

②生活支援体制整備事業の受託【町受託事業】

- ア 生活支援コーディネーターの配置（2名）

- イ 社会資源の整理とニーズの把握
- ウ サービス開発に関する会議の企画・運営
- エ 自治会運営型ヘルパー（仮称）活動の推進（モデル指定）
- オ 地区サロン等における買い物支援活動の推進
- カ 生活支援ボランティア養成講座の開催
- キ 地域包括ケア会議への出席

③ ICT（情報処理技術）を使った地域福祉活動の推進【新規】

- ア ICTを進めるための環境の整備
- イ ICTを使った会議の推進
- ウ ICTを活用した介護予防活動の推進

④福祉情報の提供とイベントの実施

住民への広報活動やイベントを通し、福祉意識の高揚を図ります。

- ア 第27回福祉ふれあい祭りの開催
- イ 門川町保健福祉大会の開催【再掲】
- ウ 情報提供の充実
 - ・社協だよりの発行（毎月発行）
 - ・町内掲示板、班回覧の活用
 - ・ホームページによる情報提供
 - ・FMひゅうが出演による情報提供

（３）総合相談事業の実施【町受託事業】

住民の福祉問題及び生活全般にかかわる相談事業の推進を図ります。

- ・常設相談員の配置
- ・無料弁護士相談の開設
- ・総合相談センターだよりの発行

（４）生きがづくり・介護予防事業の実施

高齢者等に対し健康・介護予防活動の推進を図ります。

①福祉バスの運行事業【再掲】

②高齢者スポーツ活動助成

（５）住民主体のボランティア活動の推進

①ボランティアセンター事業の推進

- ア ボランティア活動に関する協議への参加
- イ ボランティア需給・調整・相談業務の充実
- ウ ボランティア活動に関する情報提供の充実（社協だより）
- エ 行事等における託児ボランティア事業の推進

②福祉教育の推進

- ア 社会福祉普及推進校の指定（町内小・中・高 全校）
- イ ふくし体験サポーター養成研修の開催

- ウ 夏休みボランティア体験事業の実施
- エ 活動費助成
- オ 教育の絆推進懇話会・学校運営協議会への参加

③子ども見守りネットワーク事業の推進

児童・生徒への安心・安全な地域づくりを目指します。

- ア 子ども見守り推進会議の開催（年1回）
- イ 子ども見守り活動の広報の充実
- ウ 登下校時の見守り活動の強化
- エ 青色回転灯装備車の巡回運行（新学期開始時、下校後等）

④災害ボランティアに関する事業の推進

- ア 災害ボランティアに関する研修会の実施（年1回）
- イ 災害ボランティア推進協議会の開催（年1回）
- ウ 地域福祉支援システムの活用（行政及び民生委員との連携）
- エ 災害ボランティアの啓発・広報

⑤住民参加型在宅福祉サービスの推進

住民相互の支えあい・たすけあい活動を支援します。

- ア 住民参加型在宅福祉サービス「たんぽぽ会」活動支援
（家事援助、身体介護、子育て支援）
- イ 生活支援ボランティア養成講座の開催【再掲】

（6）関係機関・団体とのネットワーク形成

①福祉団体の育成支援事業の推進

福祉団体、当事者団体等の育成・支援を行います。

- ア 事務局業務
民生委員児童委員協議会、高齢者クラブ連合会、
ボランティア連絡協議会、宮崎県共同募金会門川町共同募金委員会
- イ 活動費の助成（福祉団体・ボランティア等活動助成）

②関係機関との連携及び会議の開催

- ア 福祉施設連絡会（研修会 年1回）
- イ 子ども見守りネットワーク推進会議【再掲】
- ウ 災害ボランティア推進協議会【再掲】
- エ 他市町村生活支援コーディネーターとの連携
- オ 地域福祉コーディネーターとの連携
- カ 日向・東臼杵ブロック社協連協事業への参加

（7）低所得者支援及び日常生活支援

①生活困窮者自立相談支援事業【町受託 新規】

- ア 自立相談支援事業一次相談窓口業務に関すること
- イ 生活困窮者関係機関との連携

②生活困窮者に関する支援事業

- ・フードバンク事業
- ・要支援者宅清掃事業
- ・法外援護事業
- ・子ども食堂等との連携

③門川町成年後見事業【町受託事業】

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者の方等の判断能力が低下した方に対し、法人として成年後見人、保佐人または補助人となり、その方の財産管理や身上監護を行います。

- ア 成年後見センターかどがわの運営
- イ 成年後見センターかどがわ運営委員会の開催
- ウ 契約と支援
- エ 人材育成（法人後見支援員の育成、専門員研修の参加）

④資金貸付事業

- ア たすけあい金庫貸付事業
- イ 生活福祉資金貸付業務【県社協受託事業】

⑤日常生活自立支援事業の実施【県社協受託事業・町補助事業】

認知症・知的障がい者・精神障がい者などの判断能力が不十分な方の金銭管理等を支援いたします。（専門員の配置、生活支援員による生活支援）

⑥福祉用具貸出事業

（８）子育て支援事業の実施

子育て家庭に対して育児及び保護者の支援を図ります。

○放課後児童対策事業（児童クラブ 門川小・五十鈴小）【町受託事業】

校区名	実施場所
門川小学校区	中央公民館
五十鈴小学校区	五十鈴小学校

（９）住民主体の障がい者支援活動の実施

- ①コミュニケーション支援事業（手話通訳派遣）【町受託事業】
- ②専門ボランティアの育成支援
手話勉強会、点訳活動支援
- ③点訳版 社協だよりの作成

2) 在宅福祉事業の推進

高齢者、障がい児・者等の尊厳の保持と自立支援の基本理念を推進しながら、より質の高いサービスの提供を目標にした職員体制の確保、業務効率化を図るためのICT導入の検討に取り組みます。

また、各事業において、感染症防止対策を図り、職員が安全意識を持ち、対策を徹底した上で、サービスの提供ができるように努めていきます。

(1) 居宅介護支援事業の推進

居宅介護支援事業は介護保険サービスのみならず近隣住民、福祉推進委員、民生委員児童委員などの地域の福祉力をコーディネートしていきます。

また、さらなるケアマネジャーの資質向上を目指しながら、サービスの提供に努めます。

○相談援助及びケアプランの作成

感染症蔓延期において感染症防止を十分に行い利用者の不利益にならない対策を取ります。

(2) 通所介護（デイサービス）事業の推進（事業実施日：月～金 但し、元日を除く）

利用者の状態に合わせた機能訓練を行い、定期的な評価にて訓練内容の検討を行い、身体機能の維持・向上に取り組みます。

また、利用者、職員ともに感染症防止対策を徹底し、質の高い安全なサービスの提供に努めます。

①通所介護の実施（要介護者対象）

②第1号通所事業 通所型サービスの実施

（介護予防・日常生活支援総合事業対象者・要支援認定者）

③基準該当生活介護事業の実施（重度障がい者対象）

(3) ホームヘルプサービス事業の推進（事業実施日：365日）

認知症や障害を有していても、高齢者や障がい者が住み慣れた地域で安心して生活ができるように、自立支援を基本としたホームヘルプサービスを実施します。

感染症の拡大防止対策を図り、滞りなくサービス提供が継続できるよう努めます。

①訪問介護の実施（要介護者対象）

②第1号訪問事業 訪問型サービスの実施

（介護予防・日常生活支援総合事業対象者・要支援認定者）

③障害者総合支援事業の実施

ア 居宅介護事業

イ 重度訪問介護事業

ウ 同行援護事業

エ 行動援護事業

オ 移動支援事業

3) 地域包括支援センター事業

介護サービス、介護予防サービス、保健福祉サービス、日常生活支援などの総合相談窓口として機能を発揮し、高齢者が住み慣れた地域で生きがいを持ち、自立して暮らし続けられる仕組みづくりに努力していきます。

また、各事業の実施においては、感染症予防対策を十分に行い、ICT導入等業務の効率化を検討していきます。

(1) 一般介護予防事業

可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援します。

①いきいき介護予防教室

介護予防や生活に役立つ内容の教室を実施します。

○教室メニューの広報、企画調整と開催

(転倒防止、認知症、口腔ケア、脱水、救命救急、介護保険制度など)

○スクエアステップ(活動支援と普及啓発)

○自己管理プロジェクト(生活習慣病の予防、疾病の悪化及び再発防止を目的とした自己管理支援を行う)

②介護予防チャレンジ教室【新規】

地区サロンや介護予防活動に関わりのない方を主な対象とし、介護予防の理解と生活改善の支援を行います。

○1地区に対する継続的な介護予防教室の企画と開催(週1回×4週)

○介護予防活動の普及啓発と、継続的な活動の支援

○地区住民の開拓

③いきいき百歳体操、かみかみ百歳体操、しゃきしゃき百歳体操

○体操の普及啓発、継続支援

○効果測定と評価

○新規体操会場の立ち上げ支援

○百歳体操サポーターの養成と活動支援

○サポーター研修会等の企画と開催

④ノルディックウォーク

○ノルディックウォークの普及啓発

○効果測定と評価

○自主サークルの立ち上げ支援、継続支援

○出前教室の開催、活動支援

○ノルディックウォーク交流イベント等の企画と開催

⑤パワーリハビリテーション

マシンの増設による利用者の拡大と効率的な運営に努めます。

○基礎コース利用者への指導と助言、定期評価、継続支援

(新規利用者および2回目までの利用者：3ヶ月間の週2回利用)

- 開放コース利用者の継続支援および更新説明会の開催（年2回）
（基礎コース修了者の自主活動の場として施設を開放）
- パワーリハビリサポーターの育成・活動支援

⑥介護予防大交流会

- 地域の介護予防自主運営参加者の情報交換
（百歳体操、ノルディックウォーク、スクエアステップ、パワーリハビリ）
表彰・交流・研修会等により、地域活動の継続と活性化を図る。

⑦介護予防活動担い手育成講座【新規】

- 地域における次世代の介護予防活動の担い手の発掘と育成を支援します。
- 講座の企画・開催（年間10回講座）

⑧自炊力向上チャレンジ教室【新規】

- 低栄養のリスクの高い独居高齢者等を中心に、健康的な食生活が出来るようになることを支援します。
- 高齢者の実態把握
- 教室内容の企画と開催
- 調理実習、レシピ作成、献立立案の支援と助言

⑨介護予防活動の支援と協力

- 定期サロン、いきいきサロンの活動及びサポーターの活動支援
- メニューの提供等、活動の活性化支援
- サロン間交流の支援、企画及び開催

（2）認知症施策支援事業

認知症に関する正しい知識の普及・啓発および早期発見・早期対応に取り組みます。また、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても住み慣れた地域で安心して日常生活を送ることができるよう認知症高齢者やその家族からの相談等に対応する体制の充実を図ります。

- ①認知症初期集中支援事業
 - ・認知症初期集中支援チームとの連携
- ②認知症に関する研修会の開催
- ③認知症サポーター養成講座の開催
- ④認知症サポーターステップアップ講座の開催
- ⑤認知症高齢者等徘徊模擬訓練の開催
- ⑥徘徊ネットワーク・SOSネットワークとの連携
- ⑦認知症高齢者の実態把握

（3）包括的支援事業

地域の高齢者が、住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるように、どのような支援が必要かを把握し、予防や対応を専門的に行い、地域における適切なサービス、関係機関及び制度の利用に繋げる等の支援を行い自立した生活が継続できるよう取り組んでいきます。

また、災害が起きた場合において、地域や関係機関との連携ができるよう環境作りに取り組んでいきます。

- ①高齢者相談支援
- ②地域におけるネットワークとの連携及び支援
- ③高齢者支援に関する情報発信
- ④関係機関との連携
- ⑤権利擁護業務
 - ア 日常生活自立支援事業・成年後見制度の活用支援
 - イ 高齢者虐待への対応
 - ウ 消費者被害の防止
- ⑥高齢者支援担い手の育成及び活動支援

(4) 介護保険事業

要介護状態になることをできる限り防ぎ、心身の状態の維持・改善を目指していくために、生活上のさまざまな課題を抱える利用者に対して、早い段階から適切な支援を行い、重症化の予防・改善を図り『自立支援』に努めていきます。

また、災害時のケアマネジメントも視野に入れ取り組んでいきます。

- ①介護予防ケアマネジメント業務
- ②介護予防支援業務

4) 障がい者支援事業の推進

障がい児・者が地域で自立した生活が継続できるよう、仕事、経済、将来、福祉制度やサービス等について、心身の状況、周囲の環境、その他の実情に合わせて、一人ひとり個別の支援を行います。また関係機関への情報提供、研修会の実施、連携に努め、障がい児・者の社会参加や円滑な地域生活をサポートできる環境作りに努めます。

(1) 障がい者相談支援事業の推進

①総合相談支援業務

- ア 相談窓口の設置と個別訪問実施
- イ 困難事例ケース検討会の実施
- ウ 障がい児者の実態把握とニーズ調査
- エ 門川町幼稚園・保育園等訪問相談
- オ 障がい児者支援に関する研修会の開催

②権利擁護業務

- ア 日常生活自立支援事業・成年後見制度の活用促進
- イ 虐待防止のための早期発見及び意識啓発

③障がい児者関係機関との連携

- ア 特別支援学校との連携
- イ 日向市・東臼杵郡障がい者自立支援協議会への参加
- ウ 就労生活支援担当者会議への参加

④指定相談支援事業の実施

指定特定相談支援事業・障害児相談支援事業の実施（計画立案）

(2) 地域活動支援センター事業の実施

地域の障がい児・者に、創作的活動、生産活動の機会を提供し、社会との交流を促進して、活動的な地域生活が営めるよう支援します。

また、行政・関係機関等と協議をしながら、今後の地域活動支援センターのあり方についても検討していきます。

5) 法人経営体制の充実

(1) 理事会・評議員会の充実、組織見直しの検討及び職員の資質向上

- 理事会（理事、監事）、定時評議員会にて、社協事業の理解を深めていき公明な法人運営に努めていきます。
- 会計事務所及び本会監事による監査を実施し、事業の適正な運営、経営に努めていきます。
- 職員研修会を開催し、資質向上を図るとともに働きがいと魅力ある職場を築き、専門職の確保と人材育成に努めていきます。
- 経営会議、業務調整会議により、職員の経営・組織に対する意識を高め資質向上に努めていきます。

(2) ICT化推進の検討

- 業務の効率化を勧めるためICT化の検討を行っていきます。
- 職員ワーキングチームによる検討
- 職員研修会の開催

(3) 財政基盤の強化、経営の適正事務管理

- 財政基盤を強化するため、自主財源確保と経費削減を進めていきます。
 - ・社協会費、赤い羽根共同募金などの独自の自主財源確保の推進
 - ・国、県等の助成事業の活用
 - ・効率的な予算執行・事業の見直しによる歳出の削減
- 会計基準に基づいた経理規程により、適正な予算執行をおこないます。
- 会計事務所との委託契約により、税務・財務管理及び経営全般について適正な事務管理に努めます。
- 経営会議等において適正な経営管理をおこなっていきます。

(4) 赤い羽根共同募金運動の展開

地域福祉活動を推進するための財源である「赤い羽根共同募金運動」を推進していきます。

- 宮崎県共同募金会門川町共同募金委員会事務局業務
 - ・共同募金委員会の開催
 - ・共同募金運動（10月から12月）
 - 戸別募金(各世帯)
 - 大口・法人募金(企業、事業所、個人)
 - 職域募金
 - 街頭募金(イベント、募金箱設置)
 - 学校募金(町内小中高校) 等
 - ・「赤い羽根共同募金だより」の発行（3月）

(5) 情報提供の推進

地域住民の視点に立った事業を展開し、社協だより、ホームページ等において積極的に情報提供等を行い、社会福祉法人としての説明責任を果たしていきます。

(6) 情報公開制度の推進

本会情報公開規程に基づき情報公開の推進を図っていきます。

○「社協だより」の発行【再掲】

○ホームページによる情報提供の充実

(7) 苦情解決への取り組み

福祉サービス利用者をはじめ地域住民からの苦情について、苦情解決責任者、第三者委員を位置付け、適切な対応を図ることにより、個人の権利を擁護するとともに利用者等の満足感を高め本会への信頼を確保し、福祉サービスの質の向上を図ります。

(8) 施設管理

門川町総合福祉センターの指定管理者（H. 31～R. 5 年度）として、官民連携の精神に基づき、「住民サービスの向上」「財政コストの削減」等適正・効率的な管理運営に努めていきます。

(9) 労務管理

○宮崎県の「仕事と家庭の両立応援宣言」に基づき、職員が働きやすい職場環境を整えていきます。

○社会保険労務士との委託契約により適正な労務管理に努めます。

○労働契約法に基づき、対象職員を無期契約雇用とし安心して働ける環境を作ります。

○産業医との委託契約に基づき、職員へのストレスチェックを実施し、メンタルヘルス不調の未然防止に努めるとともに、健康診断等による職員の健康状態の管理を行います。また、職員自己申告、個別面談を通じ現状を把握することで業務改善等労務管理も行います。

○職員の意見を反映しながら、福利厚生の実施を図ります。

(10) 福祉人材育成

福祉に関心のある児童・生徒、及び福祉職を目指す実習生等を積極的に受け入れ、福祉人材を育成します。

令和３年度職員研修計画

1. 職員研修の方針

地域福祉推進の中核的存在としての社協の理念・目標が職員全員で共有化されるとともに、社協が目指す公正・公平で良質なサービスを提供できる職員の育成を目的に実施します。

2. 職員研修の重点項目

- ①複雑、多様化する福祉ニーズに応え、専門的、創造的能力等の研修を計画的に実施し、時代に即応できる職員を育成します。
- ②良質なサービス提供をめざして、専門的ケアマネジメント研修を定期的 to 実施します。
- ③リーダーシップの養成、的確に対応できる危機管理能力等の育成を定期的 to 実施します。

3. 職員研修の具体的計画

①職場内研修

- 社協事業、経営状況等研修会
- ICT研修会【新規】
- 職員健康に関する研修会
- 交通安全研修会
- 職員自らの企画研修会の支援

②職場外研修

- 県社協等関係機関が実施する研修会への積極的参加
- 専門資格取得の推進、専門職団体の研修会への支援
- リーダー育成や他の事業所の現場実習